

2026年度 神戸市認知症介護研修事業業務委託仕様書

1 事業の趣旨

市内の全ての認知症介護に関する職場において、認知症高齢者のおかれている立場に配慮した質の高い介護と援助が行われ、認知症高齢者が尊厳を持って生活をおくることができるよう、専門職員等の養成を行い、認知症対応力の向上を図ることを目的とし認知症介護研修を開催する。

2 委託期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで。

3 委託事業

次の研修の実施に係る事務

ア 認知症介護実践者研修

イ 認知症介護実践リーダー研修

ウ 認知症対応型サービス事業管理者研修

エ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

オ 認知症介護サービス事業開設者研修

※ア～オにおいては受講者の決定、修了証書の発行及びそれに付随するものを除く。

カ 認知症介護指導者養成研修およびフォローアップ研修

※カにおいては受講予定者の決定、認知症介護研究・研修大府センターへの申込み・委託契約及び委託料の支出は除く。

キ 神戸市認知症研修（認知症サポーター養成講座及び養成講座修了者向け研修）

ク キャラバン・メイト養成研修及びキャラバン・メイトを対象とした研修会・連絡会・交流・育成に付随するもの

4 委託業務内容

(1) 上記、3に定める研修を円滑に実施するための事務及び調整。主な業務内容を以下に示すが、これに関わらず円滑な研修の実施に努めること。また、本市に対して適宜進捗状況について共有すること。

(ア～オ共通)

- ・講座日程の決定（会場選定、指導者等の日程調整）
- ・指導者の担当講座の決定
- ・実施要項等の作成
- ・受講希望者の応募受付、受講可否の通知

- ・受講料の出納事務
- ・事前課題の作成、提出受付
- ・誓約書の作成、提出受付
- ・名簿、名札、座席表の作成
- ・講師資料の取りまとめ、印刷・セット
- ・講座当日の運営（会場準備、受付、司会進行）
- ・受講者アンケートの作成、回答の報告書作成
- ・事前課題、アンケートを指導者等に共有
- ・受講者（希望者含む）からの問い合わせ対応
- ・受講者の習熟度に関する情報収集、必要に応じて受講責任者等への連絡
- ・講師等の出務時間の記録
- ・講師謝礼の支払い事務（講師等の希望に沿った支払通知の作成・送付）
- ・会場費の支払い事務
- ・傷害保険の加入、それに関わる事務手続き
- ・認知症介護実践研修等関係機関連絡会（県主催）、近畿ブロック認知症介護実践研修事務局連絡会議等への出席

(才)

- ・実習先施設への依頼、実習日の決定
- ・受講生への通知
- ・実習先施設への謝礼支払事務
- ・実習の傷害保険の加入、それに関わる事務手続き

(力)

- ・受講者の交通費、宿泊費、給与補助の申請受付・支出などの事務を実施。

研修の定員、回数等については、下記表を参照のこと。

研修名	各回定員	回 数	定員 (計)
認知症介護実践者研修	60人	4回	240人
認知症介護実践リーダー研修	50人	1回	50人
認知症対応型サービス事業管理者研修	30人	2回	60人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	20人	2回	40人
認知症介護サービス事業開設者研修	20人	1回	20人

※定員の増員は、市と協議すること

【参考】令和6年度実績

- | | | |
|-----------------------|----|------|
| 認知症介護実践者研修 | 4回 | 165人 |
| 認知症介護実践リーダー研修 | 1回 | 44人 |
| 認知症対応型サービス事業管理者研修 | 2回 | 33人 |
| 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 | 2回 | 24人 |
| 認知症介護サービス事業開設者研修 | 1回 | 3人 |

(キ～ク)

- ・団体向け講座の実施に関する事務（申込受付、講師調整、教材の発送など）
- ・市民向け講座（主催）の実施に関する事務（会場や講師調整、受講希望者受付、当日の会場設営・会場受付、アンケートの実施、会場費の支払事務など）
- ・講師交通費等の支出
- ・キャラバン・メイトの登録、変更に関する事務
- ・全国キャラバン・メイト連絡協議会への報告、連絡

【参考】令和6年度実績

○認知症サポーター養成講座

市内9区 9回 444名

団体向け 195回 5,741名

養成講座修了者向け研修 1回 82名

○キャラバン・メイト養成研修 1回 22名

○キャラバン・メイトを対象とした研修会・連絡会 3回 62名

(2) 神戸市認知症介護指導者養成研修修了者が参集するスタッフ会議（年間4回）の運営。

- ・議題等の準備、事前打ち合わせ
- ・開催案内の送付
- ・当日の運営（ハイブリッド）
- ・出席者の交通経路の確認
- ・議事録の作成

(3) 上記、3に定める研修の実施報告書の作成。

(4) 精算報告書等必要書類の作成及び書類の保管に必要な業務。

(5) 委託事業実施中に事故が生じた場合の適切な処理及びそれに伴う費用の負担。

(6) 研修カリキュラム

各研修において、国の示す標準カリキュラムを基に、本市の高齢者の状況や地域性、認知症施策（在宅支援サービス及び施設の運営状況等）を踏まえたカリキュラムを立案・構成する。

なお、標準カリキュラムは各研修ごとに下記のとおり。

認知症介護実践者研修 別表1

認知症介護実践リーダー研修 別表2

認知症対応型サービス事業管理者研修 別表3

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 別表4

認知症介護サービス事業開設者研修 别表5

認知症サポーター養成講座 别表6

養成講座修了者向け研修 别表7

キャラバン・メイト養成研修 别表8

※別表1から8の講義・演習時間は満たすものとする。

(7) 委託事業者はカリキュラムの策定及び研修実施にあたり、認知症介護指導者（認知症介護実践研修の企画・立案や、講義、演習、実習の講師を担当することができるよう神戸市が養成している指導者（以下（市指導者））と連携すること。また、原則、神戸市が名簿を示した市指導者を講師として選定するように配慮しつつ、必要に応じて委託事業者が必要と考える外部講師を招聘すること。

なお、市指導者に対する講師謝礼、交通費は以下のとおり支給すること。

（神戸市認知症介護研修事業「研修講師等謝礼基準」）

1. 外部講師：1回限りの研修講師

（1）教授・医師 3時間までは1時間あたり 14,444円

それ以後1時間ごとに 10,000円を加算する。

（2）准教授・講師等 3時間までは1時間あたり 13,333円

それ以後1時間ごとに 8,888円を加算する。

（3）施設長・事業所管理者等 1時間ごとに 11,111円

（4）その他（企業、官公庁） 3時間までは1時間あたり 8,888円

それ以後1時間ごとに 6,666円を加算する。

2. 認知症介護研修指導者（研修スタッフ）

・3時間までは1時間あたり6,666円、それ以降は1時間あたり4,444円とする。

・「職場実習の課題設定」と「職場実習評価・実習報告」は担当グループだけでは人数が不足するため、他のスタッフが出務した場合も講師謝礼を支払う。

・外部講師の講義時に補助で担当した場合その日に担当グループの出務があった時は謝礼なし（交通費は支払う）。

外部講師研修のみに出務した場合は3,333円と交通費を支払う。

・スタッフ会議は謝礼はなし。交通費のみ実費を支払う。

車の場合は駐車場の料金を支払う。（研修会場の駐車料金を基準とする）

(8) 成果の確認及び評価

委託事業者は、研修修了者の能力変化等について、研修受講前及び研修修了後にアンケート等を用いて確認を行い、研修の成果について評価を行うこと。なお、アンケートについては兵庫県が運用中のアウトカム評価フォームを用いデータを集積することも可能である。

5 受講料等の徴収

委託事業者は、研修の実施に必要な費用のうち、受講料及び教材等に係る実費相当分（以下「受講料等」という。）について次に定める金額を上限として、受講者から別途徴収することとする。

認知症介護実践者研修 25,000円（税込）

認知症介護実践リーダー研修 36,000円（税込）

認知症対応型サービス事業管理者研修 12,000円（税込）

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 8,000円（税込）

6 委託料の支払い

上限額 15,000,000円（税込）

※4月、8月、12月の3回に分割して概算払いし、委託事業者は委託業務の完了後に神戸市の定める期日までに精算報告書を提出し精算を行う。

精算においては、委託事業から生じた収入（5の受講料等）を第一順位で委託事業に要した経費に充当するものとし、委託料は第二順位で充当するものとする。

委託事業者は、精算の結果、概算払いを受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを市の定める方法により、市の指定する期日までに、市に返納するものとする。

なお、収支の状況に関わらず、委託料の増額支給は行わないでの、留意すること。

7 実施状況の調査等

- (1) 市は、委託事業者に対し、委託事業の実施状況、委託料の使途及びその他必要な事項について、報告を求め、帳簿やその他の関係書類を閲覧し、又は実地に調査することができる。
- (2) 市は、第1項の規定により改善すべき事項が生じたときは、その改善のため、委託事業者に対し必要な指示をすることができる。

8 帳簿等の整理及び保管

- (1) 委託事業者は、委託事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとし、市から受領した委託料および委託事業から生じた収入（5の受講料等）を委託事業以外の経費に流用してはならない。
- (2) 委託事業者は、市から受領した委託料の経理にあたっては、収支に関する帳簿、その他委託事業に係る諸記録を整備し、契約期間満了後5年間保存しておかなければならぬ。

9 委託事業実施中の事故等

- (1) 委託事業者は、3に定める委託事業の実施中に事故が生じた場合は、その大小に関わらず公序良俗に従って適切に対処し、かつ、これに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- (2) 委託事業者は、委託事業の実施中に生じた事故について、その詳細を市に対し速やかに報告しなければならない。

10 委託事業の中止等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となった場合、市と委託事業者が協議のうえ契約を解除もしくは変更する場合がある。
- (2) 前項の規定により契約を解除もしくは変更するときは、契約書の規定に準じ精算するも

のとする。

1.1 業務遂行上の注意

- (1) 委託事業者は、常に市職員、認知症介護指導者及び外部講師と連携を図り、本事業が円滑に遂行できる環境を整備するよう努めなければならない。
- (2) 委託事業者は、研修で使用した資料等の写しを各一部、市へ提出しなければならない。また、研修参加を検討する者が希望する際は、過去の教材の閲覧を妨げるものではない。
- (3) 各種研修会場等は受講者にとって利便性がよく、受講に適した環境が整えられた場所を確保するよう努めること。
- (4) 研修開催日に台風などで神戸市域に大雨・洪水警報の両方、または暴風警報、特別警報が発令および交通機関の運行停止等があり集合研修での開講が困難な場合等は、市と協議の上で休講もしくはオンラインによる研修実施の措置を行うこと。
- (5) 委託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 委託事業者は下記URLに掲載されている「神戸市情報セキュリティポリシー」（「神戸市情報セキュリティ基本方針」）及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」）並びに「情報セキュリティ遵守特記事項（委託契約用）」を参照のうえ、遵守すること。

（参照）神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- (7) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について解釈上疑義を生ずる事項があるときは、市職員と委託事業者と協議の上、誠意を持って解決するものとする。

別表 1

認知症介護実践者研修 講義・演習 24 時間(1,440 分)

実習：課題設定 240 分、職場実習 4 週間、実習のまとめ 180 分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史的変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状（BPSD）の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの理念と我が国の認知症施策 ・認知症に関する基本的知識 ・認知症ケアの倫理 ・認知症の人の意思決定支援 ・自己課題の設定 	180 分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習 1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援のためのケア ・認知症の生活障害 ・認知症の人の生活環境づくり ・中核症状の理解に基づくコミュニケーション ・生活場面ごとの生活障害の理解とケア 	300 分	講義・演習
(3) QOL を高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定や QOL（生活・人生の質）向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの基礎的知識と展開 ・心理療法やアクティビティの評価方法 	60 分	講義・演習

(4) 家族介護者の理解と支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の理解 ・家族介護者の心理 ・家族介護者の支援方法 	90 分	講義 ・ 演習
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の基本的知識 ・権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束 ・権利擁護のための具体的な取組み 	90 分	講義 ・ 演習
(6) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割 ・インフォーマルな地域資源活用 ・フォーマルな地域資源活用 ・地域資源としての介護保険施設・事業所等 	120 分	講義 ・ 演習

2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践

(1) 学習成果の実践展開と共有	認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自己自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人本人の声を聴く（自施設・事業所における実践） ・事例収集（自施設・事業所における実践） ・中間課題の発表と共有 	60 分	講義 ・ 演習
------------------	---	---	------	---------------

(2) 生活支援のためのケアの演習2（行動・心理症状）	認知症の行動・心理症状（BPSD）が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動・心理症状（BPSD）の基本的理解 ・行動・心理症状（BPSD）の発症要因とケアの検討（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）の評価 ・生活の質の評価 	240分	講義・演習
(3) アセスメントとケアの実践の基本	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識 ・観察の方法とポイント ・アセスメントの実際（事例演習） ・実践計画作成の基礎的知識 ・実践計画作成の展開（事例演習） ・実践計画の評価とカンファレンス 	300分	講義・演習
3 実習				
(1) 職場実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習のねらい ・対象者選定 ・課題設定 ・4週間の行動計画の作成 	240分	講義・演習

(2) 職場実習 (アセスメントとケアの実践)	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。	・実習の準備・実習の開始 ・報告準備	4 週間	実習
(3) 職場実習評価	アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができます。	・職場実習報告 ・ケア実践計画の評価 ・職場への報告と展開	180 分	講義・演習

別表2

認知症介護実践リーダー研修 講義・演習 31 時間(1,860 分)

実習：課題設定 240 分、職場実習 4 週間、実習のまとめ 420 分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・実践リーダーの役割 ・実践リーダー研修の概要 ・実践リーダーとしての課題の明確化 	90 分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解 ・原因疾患別の捉え方のポイント ・医学的視点に基づいた介入 ・認知症を取りまく社会的課題 	120 分	講義・演習
(2) 施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の変遷 ・認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容 ・地域における認知症ケア関連施策の展開 	210 分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント				

(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践的重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの意味や目的、種類 ・チームの構築及び活性化するための運用方法 ・チームの目標や方針の設定と展開方法 	180分	講義・演習
(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性 ・ストレスマネジメントの方法 	120分	講義・演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るために、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義 ・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション ・効果的なケアカンファレンスの展開 	120分	講義・演習
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ） ・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴 ・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 	180分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				

(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成における介護職員等のとらえ方 指導者のあり方の理解 人材育成の意義と方法 職場内教育の意義 職場内教育（OJT）の実践方法 	240分	講義・演習
(2) 職場内教育（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 職場内教育（OJT）における指導技法 指導における活用と留意点 	240分	講義・演習
(3) 職場内教育（OJT）の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状（BPSD）、アセスメントとケアの実践などの具体的な場面において、どのように活用していくべき良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画（事例演習） 行動・心理症状（BPSD）への介護に関する指導（事例演習） アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法（事例演習） 自己の指導の特徴の振り返り 	360分	講義・演習

5 認知症ケア指導実習

(1) 職場実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解 介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案 実習計画の立案 	240分	講義・演習
---------------	--	--	------	-------

(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意 ・指導目標の立案方法の理解 ・指導目標に応じた指導計画の作成 ・指導計画に応じた指導の実施 	4 週間	講義 ・ 演習
(3) 結果報告	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察 	420 分	講義 ・ 演習
(4) 職場実習評価	実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア指導に関する方向性の明確化 		

別表3

認知症対応型サービス事業管理者研修

講義 9 時間（540 分）

科目	目的及び内容	時間数
1 地域密着型サービス基準	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。 	60 分
2 地域密着型サービスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	90 分
3 介護従事者に対する労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。 	60 分

4 適切なサービス提供のあり方	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p>＜地域等との連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 <p>＜サービスの質の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性 など 	330 分
-----------------	--	-------

別表 4

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

講義 9 時間 (540 分)

科目	目的及び内容	時間数
1 総論 小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60 分
2 ケアマネジ	・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60 分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60 分

4 チームケア (記録・カンフ アレンス・アセ スメント・プ ラン	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応える チームケアについて理解する。	60 分
5 居宅介護支 援計画作成の実 際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏ま え、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅 介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援 計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。	講義 60 分 演習 240 分

別表5

認知症介護サービス事業開設者研修

講義 6 時間（360 分）職場体験：8 時間（480 分）

科目	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢 者の基本的理解	・認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解 を図る。 ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活 障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及 ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、 それを支援することの重要性を理解する。	60 分
2 認知症高齢 者ケアのあり方	「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメ ント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じ て自立した生活を送るために必要な、基本的な考え方を理解する。	90 分

3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。 	60 分
4 地域密着型サービスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	150 分
現場体験	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。 	480 分

別表6

認知症サポーター養成講座

研修内容	標準時間
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護 ・認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等 	90分

別表7

養成講座修了者向け研修

研修内容	標準時間
<ul style="list-style-type: none"> ・各区開催の「認知症サポーター養成講座」を受講し、更に認知症を学びたいと希望された方へ、若年性認知症をテーマに実施する（内容：若年性認知症とは、若年性認知症の方への支援策、本人の声の紹介など） 	約2時間

別表8

キャラバン・メイト養成研修

研修内容	標準時間
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの役割、認知症対策における認知症サポーター養成事業の位置づけの理解 ・認知症に関する基礎的知識の習得、認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢の理解、認知症サポーターとしての支援内容の理解等 ・認知症サポーター養成講座の運営方法等（グループワーク含む） 	約6時間